

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分等取消請求上告受理申立事件

国側当事者・麹町税務署長

平成20年9月5日受理

決定事項

申立人の上告受理の申立ての理由によれば、民事訴訟法318条1項 (上告受理の申立て) の事件に当たるが、申立ての理由中、法人税法施行令132条2号 (資本的支出) の解釈適用の誤りをいう部分は、重要でないと認められるとして、申立ての理由中、法人税法施行令132条2号の解釈適用の誤りをいう部分を排除した上で、申立人の上告受理申立てが上告審として受理された事例

決定要旨

省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、同●●年 (〇〇) 第●●号 平成17年5月13日判決、本資料255号-141・順号10022)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、同年 (〇〇) 第●●号 平成18年4月20日判決、本資料256号-112・順号10372)

決定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、法人税法施行令132条2号の解釈適用の誤りをいう点を排除する。

第2 理由

【決定】 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、法人税法施行令132条2号の解釈適用の誤りをいう点は、重要でないと認められる。

平成20年9月5日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申立人	麴町税務署長 小松 則男
同指定代理人	貝阿彌 誠ほか
相手方	株式会社A
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	藤枝 純ほか